

建築・住宅～大河原土木かわら版～

発行 宮城県大河原土木事務所建築班

〒 989-1243 宮城県柴田郡大河原町字南 129-1

電話 0224-53-3918 FAX 0224-53-8090

E-mail okdbkkt@pref.miyagi.jp

URL <http://www.pref.miyagi.jp/soshiki/ok-doboku/>

- 建設リサイクル法に関する立入調査の結果について
- 建設リサイクル関連法の改正について
- 建築確認申請書等の申請前の再確認について

○建設リサイクル法に関する立入調査の結果について

建設リサイクル法に係る全国一斉パトロールを保健所等と合同で毎年5月と10月の年2回実施しています。今年度は解体工事現場等への立入調査を5月に9件、10月に10件実施しました。

立入調査における主なチェックポイントは、建設、環境、労働の各分野別に次の項目です。

【建設】

- ・建設業許可・解体工事業者登録標識の掲示状況
- ・施工手順の適切性
- ・分別解体の適切性 など

【環境】

- ・再資源化先施設（解体材の搬出先施設）の適切性
- ・運搬車両等の適切性
- ・マニフェストの備え付け
- ・騒音・粉じん等対策の適切性 など

【労働】

- ・マスク着用や湿潤化など除却作業方法の適切性
- ・足場等の安全確認等 など

今年度の一斉パトロールにおける主な指摘事項等は次のとおりです。

- ・建設業許可等の標識を敷地内に設置しており、道路等からの見やすい場所に設置していなかった。
- ・建設リサイクル法の届出済みである旨のステッカーが貼付されていなかった。
- ・運搬車両等の適切性については、廃棄物の収集運搬許可を受けた際に登録した車両等の確認が出来なかった。

解体工事等の施工に当たっては、関係法令等を遵守すると共に、次の項目に十分配慮のうえ、安全で安心な工事の施工をお願いします。

- ・建設業許可等の標識は道路から見やすい場所に設置する。
- ・工事看板等には建設リサイクル法の届出済みである旨のステッカーを忘れずに貼付する。
- ・廃棄物の収集運搬許可の写しを備え付けるなど、運搬車両等が適切であることの確認が出来るようにする。
- ・騒音と振動の発生抑制や粉塵の飛散防止に努め、近隣住民等への配慮に心がける。
- ・工事車両の工事現場への出入りや運搬中の事故防止に努める。
- ・マスクの着用や散水による湿潤化により作業員への健康に配慮する。
- ・足場等の安全確認を毎日実施（点検表を作成するなど）し、倒壊防止に努める。

○建設リサイクル関連法の改正について

●石綿障害予防規則の改正について
【隔離した作業場所からの石綿等の漏えい防止対策の強化】

改正の趣旨

(1) 東日本大震災被災地で行われた石綿等除去作業の気中濃度のモニタリング調査の結果では、解体工事現場の約1割で、隔離空間外部への石綿の漏えいが確認された。
 ※ 平成23年度は69現場中6現場、平成24年度は50現場中4現場で漏えいが確認された。

(2) 主な漏えい箇所は、前室の出入口と集じん・排気装置の排気口であった。

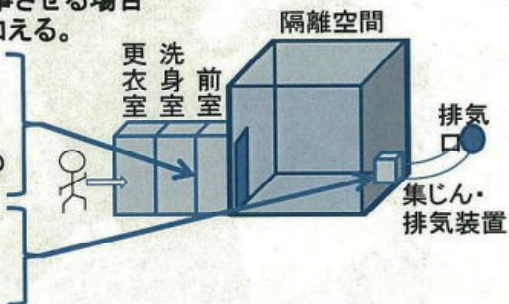
➡ 隔離した作業場所からの石綿の漏えい防止対策の強化が必要

※建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議 平成26年2月取りまとめ

改正の内容

吹き付けられた石綿等の除去等の作業に労働者を従事させる場合に、事業者が講ずべき措置として、新たに次のものを加える。

- ① 前室に加え、洗身室と更衣室を設置
- ② 前室を負圧に保ち、その日の作業開始前に前室の負圧状態を点検
- ③ 前室の負圧が確認できない時は、集じん・排気装置の増設等の措置
- ④ 集じん・排気装置の排気口で漏えいの有無を点検
- ⑤ 排気口からの漏えい時は装置の補修等の措置



施行期日

平成26年6月1日施行(施行日に現に行っている作業については、①は適用しない。)

【石綿含有保温材、耐火被覆材等による石綿ばく露防止対策の強化】

改正の趣旨

(1) 現行では、建築物等の吹付け石綿等(いわゆるレベル1)が損傷、劣化等し、労働者が粉じんにはく露するおそれがある場合には、事業者等が次の措置を講ずることとされている(第10条)。

- ① 労働者が就業する建築物等:吹付け石綿等の除去、封じ込め、囲い込み等の措置
- ② 労働者が臨時に就業する建築物等:呼吸用保護具等を使用させる
- ③ 建築物の貸与を受けた複数事業者が共用する廊下等:貸与者が①の措置

(2) 国土交通省が実施した調査において、煙突内の石綿含有断熱材(いわゆるレベル2)が著しく劣化している場合に、隣接する機械室でも、石綿繊維(9f/L)の飛散が確認された。

➡ 石綿等が使用されている保温材、耐火被覆材等(いわゆるレベル2)の劣化による石綿等へのばく露防止対策の強化が必要

※建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議 平成26年2月取りまとめ

改正の内容

- ① 保温材、耐火被覆材等(いわゆるレベル2)が損傷、劣化し、労働者が石綿等の粉じんにはく露するおそれがある場合にも、上記①～③の措置を講ずることとする。
- ② 保温材、耐火被覆材等の封じ込め・囲い込みの作業を行う場合には、吹き付けられた石綿等の封じ込め・囲い込みの作業を行う場合と同等の措置(※)を講ずることとする
 ※事前調査の実施(第3条)、作業計画の策定(第4条)等



施行期日

平成26年6月1日施行(施行日に現に行っている作業等について、所要の経過措置。)

●大気汚染防止法の改正について

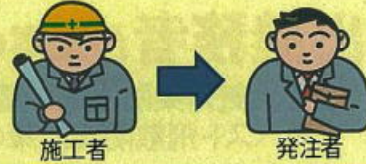
何が変わったの？

改正大気汚染防止法に基づき、主に以下の内容が変更になりました。

【届出義務者の変更】

特定粉じん排出等作業(*)の実施の届出義務者が、工事の施工者から、工事の発注者又は自主施工者に変更されました。

*吹付け石綿等が使用されている建築物等の解体、改造、補修作業



【解体等工事の事前調査及び説明の義務付け】

解体等工事の受注者は、石綿使用の有無について事前に調査をし、発注者へ調査結果を書面で説明するとともに、その結果等を解体等工事の場所へ掲示することが義務づけられました。



※届出が必要な場合には、届出事項の説明も必要となります。

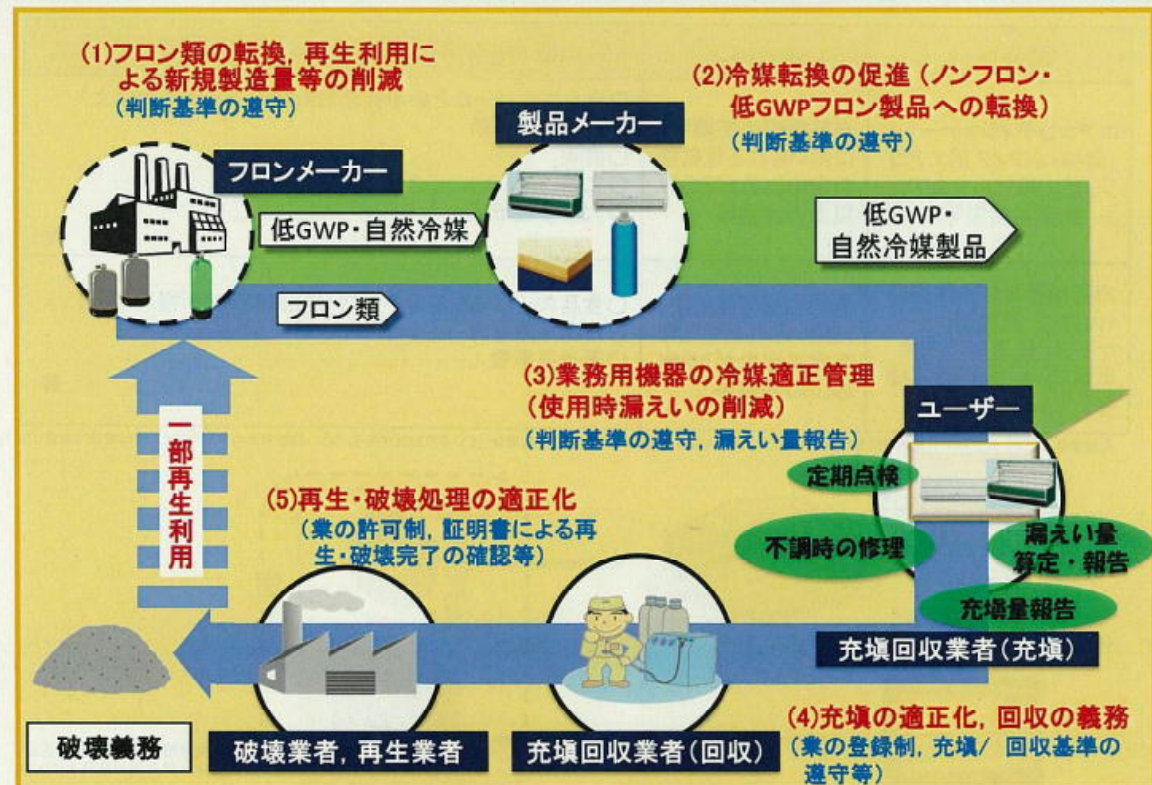
【立入検査等の対象の拡大】

都道府県知事等による報告徴収の対象に、届出がない場合を含めた解体等工事の発注者、受注者又は自主施工者が加えられ、立入検査の対象に解体等工事に係る建築物等が加えられました。



●フロン回収・破壊法の改正について

改正フロン類法の概要



○建築確認申請書等の申請前の再確認について

●建築確認申請等に係る指摘事項について

◆確認申請書（建築計画概要書の共通箇所を含む。）

【第三面】

- ・住居表示については、敷地に対して増築，改築等の場合，住所があるので必ず記入する。（ただし，新築の場合は，まだ住居表示がない場合があります。）
- ・建築物の最高の高さは，図面の寸法と整合させる。

【第四面】

- ・用途は，第三面の主要用途ではなく，申請に係る建築物の棟別の用途を記入する。
- ・最高の高さ，最高の軒の高さは，図面の寸法と整合させる。
- ・屋根，外壁，軒裏の仕上げは，図面の仕上表と整合させる。

【第五面】

- ・用途は，第三面の主要用途ではなく，申請に係る建築物の階別の用途を記入する。同一階で複数の用途がある場合は，該当する用途を全て記入する。

◆工事届

【第二面】

- ・建築主の情報を記入する。

【第三面】

- ・申請建物が住宅の場合は，各項目を必ず記入する。

【第四面】

- ・除却建物がある場合は，各項目を必ず記入する。（建築物の建築を伴わない建築物の除却のみの場合は，別様式の除却届になります。）

◆現地調査票

- ・道路関係については，道路名称，幅員，法 4 2 条該当項号を記入する。位置指定道路の場合は指定年月日，番号を記入する。
- ・都市計画関係，道路関係，消防法関係については，担当課，担当者職氏名を記入する。

◆図面

【案内図】

- ・計画地（申請地）がわかりやすいように，目印となる施設も標記する。
- ・方位を忘れずに記入する。

【配置図】

- ・敷地内外の高低差を必ず記入し，高低が 1 m 以上の法面や擁壁がある場合は，亀裂やはらみ等の状況を記入する。（敷地の安全性について確認します。）
- ・既存の建築物等がある場合は，建築確認年月日，検査済証年月日，建築面積，延べ面積（各階毎の面積も含む），屋根及び外壁の仕上げ等を棟毎に記入する。
- ・延焼の恐れのある部分（延焼ライン）を標記する。

●中間検査に係る指摘事項について

- ・建築物の敷地境界からの離れが変更になっている。（50 cm 以内の変更の場合は軽微な変更，50 cm 超の場合は変更確認が必要です。）
- ・筋かい等の位置が変更になっている。

指摘事項は上記以外にもありますが，上記については，確認や検査の申請等をされる前にもう一度記載事項，現場等を再確認することで指摘事項を減らすことが可能になります。

～ お知らせ ～

かわら版のバックナンバーや各種情報を掲載しています。

大河原土木 建築班

検索